様式第１０号

業　務　見　積　書

・　業務見積書について、様式・書式は特に定めない。ただし、初年度のシステム構築および運用保守費用と２年目以降の運用保守費用は別々に作成すること。

【記載上の注意】

⑴　業務見積書の様式は定めないが、項目ごとの明細及び内訳を記載し、単価、数量、金額を記載すること。

⑵　業務見積書は、封筒に入れ封印し提出すること。